

入 札 説 明 書

総合防災センター煙避難体験コーナー映像制作及び機器更新等委託
(令和8年9月14日公告分)

神奈川県総合防災センター

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続については「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」によることとする。

工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領URL（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100567/>）

1 調達内容

- (1) 業務名
総合防災センター煙避難体験コーナー映像制作及び機器更新等委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等
仕様書及び契約書（案）のとおり
- (3) 履行期間
仕様書及び契約書（案）のとおり
- (4) 履行場所
仕様書及び契約書（案）のとおり

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目が「565その他の業務請負等委託」であり、営業細目が「99 その他」である者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 令和3年度から令和7年度の間に、国又は地方公共団体より映像制作及び当該映像の再生・制御システム構築の製作業務委託（契約金額1件1,000万円以上のものに限り）を受託し完了していること。
- (5) 最近1年間の法人事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (6) 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (7) 労働保険加入事業所であること。
- (8) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 243-0026
所在地 厚木市下津古久280
機関名 神奈川県総合防災センター管理課 担当:栗田
電話番号 046(227)0001
ファックス番号 046(227)0027

4 入札参加希望者に求められる義務

入札参加希望者は、「かながわ電子入札共同システム」により、競争参加資格確認申請書受付締切日時までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

確認申請の結果については、所定の期限までに「かながわ電子入札共同システム」による競争参加資格確認通知書により通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者としますので注意してください。

5 入札日程

- (1) 競争参加資格確認申請書受付締切日時
令和8年9月18日（金）17時00分

- (2) 質問受付期間及び回答予定日
質問受付期間 令和8年9月28日(月) 17時00分まで
回答予定日 令和8年9月29日(火)
- (3) 競争参加資格確認通知日
令和8年9月28日(月)
- (4) 入札書提出期間
令和8年9月30日(水) 8時30分から20時00分まで
令和8年10月1日(木) 8時30分から17時00分まで
- (5) 開札予定日時
令和8年10月2日(金) 10時00分
※開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。

6 落札候補者及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者として連絡を受けた者は、翌日(閉庁日を除く。)の17時までに7に掲げる提出書類を3の所属宛に持参又はファックスで送付してください。

入札参加資格を審査し、2の(4)から(8)に定める要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、落札候補者全員について審査をした上で、くじ引きにより落札者を決定します。

(2) 落札者決定通知

落札者決定通知は、6の(1)により落札者が決定した後に行います。

7 落札候補者が提出する書類

(1) 競争入札参加資格説明資料及び表記した添付資料

(2) 2の(5)及び(6)を証明する「法人事業税納税証明書」並びに「消費税及び地方消費税納税証明書」等(いずれも書類提出日から起算して、前3か月以内に発行されたもの。写し可。)

ア 法人事業税納税証明書等

(ア) 最近1年間の法人事業税納税証明書(本店分)

本店の所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書(未納税額が0でない場合にあっては地方税法に基づく猶予制度が適用されていると確認できるもの)を提出すること。

(イ) 最近1年間の法人事業税納税証明書(受任者分)

神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)に受任者を置いている者は、受任者営業所等所在地(以下、「受任地」という。)の都道府県が発行する法人事業税の納税証明書(未納税額が0でない場合にあっては地方税法に基づく猶予制度が適用されていると確認できるもの)を提出すること。

なお、受任地所在地の都道府県と本店所在地の都道府県が同じ場合は、本店分の納税証明書と兼ねることができます。

(ウ) 最近1年間の法人事業税納税証明書(県内支店又は営業所分)

神奈川県の県税事務所が発行する法人事業税の納税証明書(未納税額が0でない場合にあっては備考欄に徴収猶予の記載があるもの又は徴収猶予承認書)を提出すること。

なお、県内に本店がある場合、県外に本店があり県内に支店又は営業所がない場合及び受任地分(前項(イ))と重複する場合は提出の必要はありません。

イ 消費税及び地方消費税納税証明書等

本店所在地を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税にかかる次のいずれかの証明書又は通知書(写し可)を提出すること。

○ 納税証明書(その3 未納税額のない証明用)

○ 納税証明書(その3の3 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)

- 納税証明書(その1 納税額等証明用)で未納税額0のもの、又は未納税額が0でない場合は備考欄に納税の猶予中である旨の記載があるもの)
- 納税の猶予許可通知書(猶予期間を過ぎていないもの)
- 換価の猶予許可通知書(猶予期間を過ぎていないもの)

8 その他

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 調達に関し要した費用
入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。
- (3) 入札する金額
入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額とすること。
なお、入札金額の100分の110に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。
- (4) 入札を辞退する場合
入札を辞退する場合は、「かながわ電子入札共同システム」により辞退届を入札書受付締切日時までに3の所属に提出してください。
- (5) 案件についての質問及び回答
仕様等について質問等がある場合は、説明要求機能を使用して行うこと。
入札説明書説明請求期限までは仕様に関する質問及び回答が発生する場合があるので、入札参加者は入札前に必ず説明要求機能を使用して内容を確認したうえに入札すること。
- (6) 疑義申立て
入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、3に記載する所属に対し、説明を求めることが出来ます。
- (7) 入札の回数
入札執行回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を1回行います。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。
ア 再度入札書提出期間
令和8年10月7日（水）13時00分（予定）から令和8年10月8日（木）17時00分まで
イ 再度入札開札予定日時
令和8年10月9日（金）10時00分
- (8) 内訳書の提出
落札決定通知を受理した者は、3の事務を担当する所属まで、速やかに入札金額の内訳書を提出しなければならない。
- (9) 契約書の作成
ア 本契約は、契約書に記名押印することにより確定するものとします。なお、契約の締結に要する費用は、契約の相手方の負担とします。
イ 契約書は、契約書（案）を基に、契約書を2通を作成し、各自その1通を保持するものとします。
ウ 契約条項は別紙契約書（案）のとおりです。
エ 落札者が契約締結までに、2で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
オ 契約を締結する所属の名称及び所在地
郵便番号 243-0026
所在地 厚木市下津古久280
機関名 神奈川県総合防災センター管理課 担当:栗田
電話番号 046(227)0001
ファックス番号 046(227)0027
- (10) 業者調査への協力
県では、契約に係る県の予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このた

め、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(11) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

9 電子入札に関する問合せ先

コールセンター(平日 午前9時00分から17時00分まで) 電話 0120-921-182(フリーコール)

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件入札の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。虚偽申請は、指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本件入札の競争参加資格確認申請期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に「1」から「6」に該当することとなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。
- 2 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者に該当しません。
＊ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は、取引停止処分を受けている者に該当しません。
- 3 6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者に該当しません。
＊ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は、不渡手形又は不渡小切手を出している者に該当しません。
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者に該当しません。
- 5 事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者に該当しません。
- 6 本件が資格者を専任で配置しなければならない業務の場合、本件業務に専任で配置できる資格者を有しています。

2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも、落札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった場合の落札は取り消しますのでご注意ください。

くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。
なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋以下をご参照ください。

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ①抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。
(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします)
- ②くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに1を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x+y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

(例) $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

- ③「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝落札者」とします。

注

※同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は1名です。

注：上記枠中の落札者を、第1順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に2を加算した者を第2順位の落札候補者、3を加算した者を第3順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。
第2順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。
なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。
- 3 第1順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。
- 4 第1順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第2順位の落札候補者に対しファックス等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3と4を繰り返します。
なお、第2順位以降の落札候補者が落札者となった場合、電子入札システムでの以後の手続きが行えなくなるため、落札決定通知等はファックス（等）で送付しますので、ご了承ください。